

奈良県手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和二年八月三十一日

奈良県知事 荒井正吾

## 奈良県条例第十六号

奈良県手数料条例の一部を改正する条例

**第一条** 奈良県手数料条例（平成十二年三月奈良県条例第三十三号）の一部を次のように改正する。

別表第一の百六十九の項及び百六十九の二の項中「同条第六項（同条第九項）を」同条第七項（同条第十三項）に、「第十四条第六項」を「第十四条第七項」に改め、同表百六十九の四の項中「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第十四条第六項（同条第九項）を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第十四条第七項（同条第十三項）に、「第十四条第六項又は」を「第十四条第七項又は」に改め、同表百七十の項から百七十四の項までの規定中「第十四条第九項」を「第十四条第十三項」に改める。

**第二条** 奈良県手数料条例の一部を次のように改正する。

別表第一の百五十一の十の項から百五十一の十四の項までの規定中「第十二条第二項」を「第十二条第四項」に改め、同表百五十九の項から百六十二の項までの規定中「第十三条第三項」を「第十三条第四項」に改め、同表百六十三の二の項、百六十三の四の項及び百六十三の五の項中「第十三条第六項」を「第十三条第八項」に改め、同表百六十九の項、百六十九の二の項及び百六十九の四の項中「同条第十三項」を「同条第十五項」に改め、同表百七十の項から百七十四の項までの規定中「第十四条第十三項」を「第十四条第十五項」に改め、同表百七十九の項から百八十二の項までの規定中「第二十三条の二第二項」を「第二十三条の二第四項」に改め、同表百八十五の二の項中「第二十三条の二十第二項」を「第二十三条の二十第四項」に改め、同表百九十一の三の項中「第三十九条第四項」を「第三十九条第六項」に改め、同表百九十一の五の項中「第四十条の二第三項」を「第四十条の二第四項」に改め、同表百九十一の六の項中「第四十条の二第五項」を「第四十条の二第七項」に改め、同表百九十一の六の三の項中「第四十条の五第四項」を「第四十条の五第六項」に改め、同表百九十一の九の項中「第一条の五第一項」を「第二条の三第一項」に改め、同表百九十一の九の二の項中「第一条の六第一項」を「第二条の四第一項」に改める。

## 附 則

この条例中第一条の規定は令和二年九月一日から、第二条の規定は令和三年八月一日から施行する。